

B 第三者に対する賠償責任への補償

総合生活保険(こども総合補償) [個人賠償責任] (本人のみ補償)

賠償事故:

偶然な事故によって、

①他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまった場合

②他人から預かったものを損壊または盗取された場合

法律上支払わなければならない賠償金を保険金額の範囲内で補償します。

Will 1からWill 3DXまで
同じ補償です。

国内外24時間

1事故1億円限度
(免責金額なし)

※国内での事故*に限り、示談交渉サービスが付いています。

* 訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

(情報機器内のデータ損壊は1事故500万円限度)

※損害賠償金の他に損害の発生または拡大の防止のために必要とした費用、緊急措置費用、協力義務費用、訴訟費用などをお支払いできる場合があります。

【実習先や学校の物を誤って壊したり、患者さん等にケガをさせてしまった例】

- 患者さんを車椅子に移すときに、支えきれず転ばせてしまった。
- 学校のパソコンのコードに足をひっかけ、パソコンを落下させ壊してしまった。



【プライベートで第三者に損害を与えた例】

- 自転車で誤って歩行者にぶつかり、ケガをさせてしまった。
- 陶器店で、高価な壺を誤って落としてしまった。



(ヘルメットの有無による補償への影響はありません)

【他人から預かったものを、誤って壊したり、盗まれたりした例】

- 学校の図書室から借りた参考書を飲み物をこぼしてしまい、読めなくなってしまった。
- 実習先から貸与された血圧計を介護実習先で盗まれてしまった。



<対物事故における損害賠償金の目安>

①分損の場合:修理費と時価額を比べて金額の低い方

②全損の場合:再調達価額と時価額を比べて金額の低い方

C 実習中の感染事故予防の補償

総合生活保険(こども総合補償) [感染予防費用補償特約]

臨地実習先における、接触感染(針刺しに限らない)や、院内感染の予防措置費用、検査費用等の費用をお支払いします。

Will 1からWill 3DXまで
同じ補償です。

臨地実習中(国内外可)

感染予防・検査費用として
保険期間中50万円を限度とする実費

(ただし、医師等の指示または指導に基づくものに限りします。)

【針刺し等傷害を伴う感染例】

- 使用済みの注射針を片付けていて、誤って指に刺してしまったので検査した。
- インスリン注射実施後、リキャップされている針を破棄しようとしたところ、キャップがはずれてしまい、指に刺したため検査をした。



【血液による感染例】

- HBV感染患者さんの血液を、不注意で指のささくれに付けてしまったので、予防措置としてワクチン接種をした。

【空気感染例】

- 実習先で、担当患者さんが結核を発症し、携わった実習生6名が感染確認検査をした。
- 保育園で実習中、水痘の子供と接触していた。医師から指示があり、検査を行った。

【飛沫感染例】

- 実習先病院でインフルエンザが流行し、実習生の中にも発症者が出た。濃厚接触していたため、病院の指示で検査を受け、その後予防薬を処方された。

【接触感染例】

- 病院実習中、受け持ち患者さんからMRSAが検出され、感染の疑いがあるので実習先病院の指示により検査した。



総合生活保険(傷害補償)および総合生活保険(こども総合補償)の保険料は職種級別A(学生等)の方を対象としたものです。学生さん(被保険者一保険の対象となる方)が、アルバイト等で継続的に以下の6業種(*)のいずれかに従事される場合は、職種級別Bとなり「Will」にはご加入いただけませんので、ご注意ください。(ご加入後に該当することとなった場合も、遅滞なくご連絡いただきますようお願いいたします。)(*)「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」